

鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱

平成11年4月16日

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島市が発注する業務（建設工事に附帯する測量、調査及び設計の業務を除く。）の委託及び物品の賃貸借（以下「業務委託等」という。）に係る契約の適正な履行を確保するため、業務委託等の指名競争入札に際しての有資格業者（鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登載された者をいう。以下同じ。）に対する指名停止について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1、別表第2又は別表第3の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による指名停止を行ったときは、業務委託等の契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者の指名は行わないものとし、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

(下請負人に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者に下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請人の指名停止の期間の範囲内において情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各項に掲げる措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間のうち短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

(1) 別表第1各項に掲げる措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第1各項に掲げる措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2各項又は別表第3各項に掲げる措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第2各項又は別表第3各項に掲げる措置要件に該当することとなったとき。

(3) 別表第2第1項から第3項まで又は第4項から第9項までに掲げる措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1項から

第3項まで又は第4項から第9項までに掲げる措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 市長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項、前2項及び第5条第1項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間（同項に該当する場合にあっては、別表第2第5項、第7項又は第9項に定める短期を限度とする。）まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格者について極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による指名停止の期間の長期を超える期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36月を超える場合は、36月）まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格者について行った指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各項に定めるところにより指名停止を行う場合において、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反した等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなったとき（前条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合又は鹿児島市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5項、第7項又は第9項に該当したとき それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間（当該事案について、有資格者である個人若しくは有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）又は有資格者である法人の役員若しくはその支店若しくは営業所（常時業務委託等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）の関与が明らかである場合に限る。）
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項の規定に基づく各省又は各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、有資格者が当該関与行為に関し、別表第2第4項又は第5項に該当するとき（前号に該当することとなった場合を除く。）それぞれ当該各項に定める短期に1月を加算した

期間

(3) 鹿児島市職員又は国の機関、県、鹿児島市以外の市及び町村、公社公団等（以下「他の公共機関」という。）の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）、談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第8条に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、有資格業者が当該職員の容疑に関し、別表第2第6項から第9項までのいずれかに該当するとき（第1号に該当することとなった場合を除く。）それぞれ当該各項に定める短期に1月を加算した期間

（指名停止の通知）

第6条 市長は、第2条第1項又は第3条の規定により指名停止を行うときは指名停止通知書（様式第1）により、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更するときは指名停止期間変更通知書（様式第2）により、同条第6項の規定により指名停止を解除するときは指名停止解除通知書（様式第3）により遅滞なく有資格業者に対し、通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市の発注した業務委託等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第7条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

（下請等の禁止）

第8条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が市の発注した業務委託等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、指名停止期間の始期において、既に業務委託等の下請負人となっている有資格業者は、当該業務委託等に限り、下請負人となることができる。ただし、別表第1第9項及び別表第2第10項に掲げる措置要件に該当する場合は、この限りでない。

（関係団体への指名停止の通知）

第9条 市長は、必要に応じ、第2条第1項又は第3条の規定により指名停止を行ったときは指名停止連絡書（様式第4）により、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更したときは指名停止期間変更通知書（様式第5）により、同条第6項の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除連絡書（様式第6）により、鹿児島市水道局、鹿児島市交通局、鹿児島市立病院及び鹿児島市船舶局（以下「関係団体」という。）の管理者に通知するものとする。

2 市長は、関係団体が指名停止を行った有資格業者については、この要綱に定めるところに

より措置するものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第10条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(審査委員会)

第11条 第2条第1項及び第3条に規定する指名停止、第4条第5項に規定する指名停止の期間の変更並びに同条第6項に規定する指名停止の解除の措置について審査するため、鹿児島市業務委託等有資格業者指名停止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の者をもって組織する。

(1) 委員長 企画財政局長

(2) 委員 企画財政局財政部長及び企画財政局財政部契約課長並びに主管局・部・課長（審査の対象となる有資格業者が、委員会が招集される日において、現に本市との業務委託等の契約（指名競争入札の方法により締結されたものに限る。）の相手方であり、かつ、当該契約の履行が完了していない場合における当該業務委託等の契約事務を主管する課（課に準ずる組織を含む。以下同じ。）の長並びに当該課を所管する部長・局長をいう。）

3 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が委員のうちから指定した者が招集する。

4 前項の規定にかかわらず、緊急を要する等特別の理由があるときは、持ち回りにより審査することができる。

5 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成11年4月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年9月14日から施行する。

別表第1（第2条関係）

業務関係事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>（虚偽記載）</p> <p>1 鹿児島市（関係団体を含む。）の発注する業務委託等の契約に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格申請書その他の入札前に提出すべき調査書類に虚偽の記載をし、業務委託等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>（過失により粗雑業務等）</p> <p>2 鹿児島市（関係団体を含む。）と締結した契約に係る業務委託等（以下この表において「市発注業務等」という。）の履行に当たり、過失により業務委託等を粗雑にしたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>3 鹿児島市内における業務委託等で、市発注業務等以外の業務委託等（以下この表において「一般業務等」という。）の履行に当たり、過失により業務委託等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上3月以内</p>
<p>（契約違反）</p> <p>4 第2項に掲げる場合のほか、市発注業務等の履行に当たり、契約に違反し、業務委託等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上4月以内</p>
<p>（公衆損害事故）</p> <p>5 市発注業務等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上12月以内</p>
<p>6 一般業務等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>（業務関係者事故）</p> <p>7 市発注業務等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上12月以内</p>
<p>8 一般業務等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>

<p>(経営不振)</p> <p>9 不渡手形を発行し、銀行が取引を停止したとき。</p>	<p>当該事実を知った日から3月以上12月以内</p>
---	-----------------------------

別表第2（第2条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次に掲げる者が鹿児島市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 有資格業者の使用人（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p> <p>3 次に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、業務委託等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>5 鹿児島市（関係団体を含む。）と締結した契約に係る業務委託等（以下この表において「市発注業務等」という。）に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、業務委託等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>6 次に掲げる者が締結した契約に関し、一般役員等又は使用人（使用人においては（1）に掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6月以上24月以内</p> <p>3月以上18月以内</p> <p>2月以上12月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3月以上18月以内</p> <p>2月以上12月以内</p> <p>1月以上6月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3月以上18月以内</p> <p>2月以上8月以内</p> <p>1月以上4月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>4月以上24月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>6月以上24月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p>

<p>(1) 県内の他の公共機関の職員</p>	<p>4月以上24月以内</p>
<p>(2) 県外の他の公共機関の職員</p>	<p>2月以上24月以内</p>
<p>7 市発注業務等に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 6月以上24月以内</p>
<p>8 他の公共機関の職員が締結した契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 6月以上24月以内</p>
<p>9 市発注業務等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (営業の停止)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 8月以上24月以内</p>
<p>10 建設業法(昭和24年法律第100号)その他の関係法令等に違反し、権限主務官庁から営業停止処分を受けたとき。 (不正又は不誠実な行為)</p>	<p>当該停止のあったことを知った日から 1月以上24月以内</p>
<p>11 別表第1、別表第3及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、業務委託等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上12月以内</p>
<p>12 別表第1、別表第3及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金以上の刑に処せられ、業務委託等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上12月以内</p>

別表第3（第2条関係）

その他の措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>（故意による粗雑業務等）</p> <p>1 鹿児島市（関係団体を含む。）と締結した契約に係る業務委託等（以下この表において「市発注業務等」という。）の履行に当たり、故意に業務委託等を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為を行ったとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3月以上12月以内</p>
<p>2 鹿児島市内における業務委託等で、市発注業務等以外の業務委託等の履行に当たり、故意に業務委託等を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為を行ったとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>（落札者に対する妨害行為）</p> <p>3 市発注業務等において、落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3月以上12月以内</p>
<p>（監督又は検査に対する妨害行為）</p> <p>4 市発注業務等において、監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3月以上12月以内</p>
<p>（契約不履行等）</p> <p>5 市発注業務等において、正当な理由なく契約を締結せず、又は契約を履行しなかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3月以上12月以内</p>

様式第1（第6条関係）

第 号
年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者氏名

様

鹿児島市長 印

指名停止通知書

このたび、貴 が ことは、誠に遺憾である。
よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。

今後は、このような事態が生ずることのないよう十分注意されたい。（今後は、このような事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。）

記

- 1 指名停止の期間
- 2 指名停止の理由

（注）（ ）書きは、第6条第2項の適用がある場合に使用する。

様式第2（第6条関係）

第 号
年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

鹿児島市長

印

指名停止期間変更通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴
の指名停止を行った旨を通知したところであるが、このたび、下記のとおり当該指名停止の期
間を変更したので通知する。

記

- 1 変更前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

様式第3（第6条関係）

第 号
年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

様

鹿児島市長 印

指名停止解除通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴
の指名停止を行った旨を通知したところであるが、このたび、当該指名停止を解除したので通
知する。

様式第4（第9条関係）

第 号
年 月 日

殿

鹿児島市長 印

指名停止連絡書

所在地

このたび商号又は名称

に係る指名停止を下記の

代表者氏名

とおりに行ったので、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

- 1 指名停止の期間
- 2 指名停止の理由
- 3 該当措置基準

様式第5（第9条関係）

第 号
年 月 日

殿

鹿児島市長 印

指名停止期間変更連絡書

所在地

先に、 年 月 日付け 第 号をもって商号又は名称 に
代表者氏名

係る指名停止を行った旨通知しましたが、このたび、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

- 1 変更前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

様式第6（第9条関係）

第 号
年 月 日

殿

鹿児島市長 印

指名停止解除連絡書

所在地

先に、 年 月 日付け 第 号をもって商号又は名称 に
代表者氏名

係る指名停止を行った旨通知しましたが、このたび、指名停止を解除したので、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱第9条第1項の規定により通知します。